

● あいちトリエンナーレ 2010 現代美術展企画コンペ長者町（Q & A）

● 募集要項について

（Q 1）愛知芸術文化センターアートスペースG・H・Xを展示空間とする企画コンペに応募し、選考された場合でも、長者町地区を展示空間とする企画コンペに応募できますか。

（A 1）応募できます。

（Q 2）愛知芸術文化センターアートスペースG・H・Xを展示空間とする企画コンペに応募し、選考に漏れた場合でも、長者町地区を展示空間とする企画コンペに応募できますか。

（A 2）応募できます。

（Q 3）自薦他薦による個展も可とありますが、自分の作品のみを展示する展覧会でも応募できますか。

（A 3）応募できます。

（Q 4）既発表の作品の展示でもよいですか。

（A 4）既発表の作品の展示でもよいですが、企画プログラム自体は、未発表のオリジナルのものに限ります。

なお、既存の作品制作にかかった費用は、助成の対象となりません。

（Q 5）展覧会の際、監視員を置いてもらえますか。

（A 5）あいちトリエンナーレ実行委員会事務局が、ボランティアの監視員の配置を予定しています。なお、来場者から作品等について質問があれば、あらかじめ提出いただいた情報の範囲内で、ボランティアの監視員が対応することができます。

（Q 6）助成金の支払いを受けるには、収支決算書、領収書が必要ですか。

（A 6）収支決算書を作成し、領収書等（コピーでも可）を添付してください。収支決算書の様式は、選考後、お示しします。領収書は、項目ごとにA 4の紙に張り、まとめてください。電車の近郊区間、バスの同一都市間の移動については、領収書がなくてもかまいません。領収書が整わない部分については、助成金を支払うことができません。

（Q 7）領収書に印が必要ですか。

（A 7）領収書があれば、必ずしも印は、必要ではありませんが、内容は明記してください。レシートは、認められます。

（Q 8）今回のイベントテーマである「都市の祝祭」と企画の関係は求められてい

ますか。

(A 8) 求めていません。

(Q 9) 展示方法・飾り付けについて、禁止事項等ありますか。

(A 9) 実施場所は商業地の中にあるため、重量・音量・工作の制限、その他の制約を受ける場合があります。

(Q10) 搬入後、制作できますか。

(Q10) 企画プログラムに不可欠なものであり、展示方法、飾り付けについての禁止事項等に該当しなければ、可能です。

(Q11) ワークショップは可能ですか。

(A11) 企画プログラムに不可欠なものであり、展示方法、飾り付けについての禁止事項等に該当しなければ、可能です。なお、ワークショップ参加者の交通費は、原則として助成の対象になりません。

(Q12) 搬入・搬出の人件費は、助成の対象となりますか。

(A12) なります。

(Q13) 実施場所について、図面以外の資料はありますか。

(A13) 以下の実施場所の写真を参照してください。(2010. 3. 6 回答)

① 長者町繊維卸会館 2 階南西部屋



南壁面



南西側の窓



上がり口

② 伏見地下街店舗

※実施場所は、この店舗とは異なる場合があります。壁・床・天井・入口の色・素材等に変更する場合があります。



正面



店舗内



天井

③ ARTISAN ビル 1 階内壁面



ビルの入口から奥を見たところ



壁面



ピクチャーレール

(Q14) 各実施場所での釘打ち・粘着テープの使用はできますか。

(A14) 長者町繊維卸会館 2 階南西部屋・伏見地下街店舗においては、安全が確保され、現状復帰ができる範囲内で釘打ち・粘着テープの使用をすることが可能です。ARTISAN ビル 1 階内壁面では、釘打ち・粘着テープの使用ができません。(2010. 3. 20 回答)

(Q15) 作品の一部を実施場所から突出させて、展示することはできますか。

(A15) 実施場所①～③で展示する場合は、各展示図面に記載されている範囲から作品を突出させることはできません。実施場所から突出する作品については、④その他長者町地区内での展示を提案してください。(2010. 3. 20 回答)

(Q16) 各実施場所の電源について教えてください。

(A16) 長者町繊維卸会館 2 階南西部屋にはコンセントが 3 ヶ所、伏見地下街店舗にはコンセントが 2 ヶ所あります。ARTISAN ビル 1 階内壁面については、図上のライティングダクトからのみ電源を取ることができるものとします。電源の容量は、おおむね 5A 以下程度を想定してください。(2010. 3. 20 回答)

(Q17) 各実施場所の照明について教えてください。

(A17) 長者町繊維卸会館 2 階南西部屋については、下の写真のような位置に蛍光灯が設置されています。伏見地下街店舗については、採用された提案によって修繕工事を予定しています。ARTISAN ビル 1 階内壁面については、実施場所の図面にライティングダクト等の記載がありますので、ご参照ください。安全性が確保できる範囲内で、照明の個数・種類等を変えることができます。(2010. 3. 20 回答)

長者町繊維卸会館 2 階南西部屋の照明



南壁面



南東側の窓

(Q18) 企画を応募する段階では、場所の使用許可を取ることができるかどうかや、建物の強度等が不明ですが、確認をとらずに応募してもいいですか。

(A18) 実施場所への事前の立ち入り調査・問い合わせ・交渉等は、所有者の方へのご迷惑となりますので固く禁じます。建物の強度等については、一般常識的に考えて実現可能な提案としてください。1次選考の段階で、修正すれば展示の実現が可能であると選考委員が判断した企画については、2次選考で話し合いながら展示について検討します。(2010.3.20 回答)

(Q19) 各実施場所で、インターネット環境は整っていますか。

(A19) 実施場所①～③では、インターネット環境は整っていません。インターネット環境が作品に必要な場合は、企画者が無線回線を引く等の方法で用意してください。その際の実費は、助成対象経費として計上できます。(2010.3.20 回答)

(Q20) 各実施場所の開館時間を教えてください。

(A20) 展覧会の開館時間は、実施場所①～③では11:00～19:00を予定しています。伏見地下街店舗については、日曜日は閉場する可能性があります。ARTISAN ビル1階内壁面については、オープンスペースですが、開館時間以外は監視員が付きません。(2010.3.20 回答)

(Q21) 搬入・搬出の日程を教えてください。

(A21) 搬入日は、A日程・B日程・C日程のいずれも、原則として展覧会開始日の前日の1日です。なお、B日程・C日程については、前日程の方との調整は可能です。搬出日は、A日程・B日程・C日程のいずれも、原則として展覧会最終日の翌日の1日です。(2010.3.20 回答)

(Q22) 「長者町地区内」とは、どの範囲を指しますか。

(A22) 桜通・錦通・本町通・伏見通に囲まれた範囲を想定してください。(2010.3.20 回答)

(Q23) 2次選考日の日程はいつですか。

(A23) 2次選考は、平成22年4月29日(木・祝)に行います。時間については、1次選考通過者に個別に連絡します。(2010.3.20 回答)

● 応募用紙について

(Q1) 経歴・活動歴の記入欄がありますが、これまでの経歴・活動歴がない場合は、応募できないのですか。

(A1) これまでの経歴・活動歴がなくても応募できます。ない場合は、記入欄になしと記入してください。団体としての活動歴がない場合は、代表者の経歴・活動歴を記入しても構いません。

(Q 2) グループの人数に制限はありますか。

(A 2) ありません。

(Q 3) 経歴・活動歴は、出品作家ではなく、企画者の経歴・活動歴を記入するのですか。

(A 3) 経歴・活動歴は、出品作家ではなく、企画者の経歴・活動歴を記入します。

なお、出品作家の活動歴は、企画プログラム提案書（様式 2）の出品予定者と作品に関する添付資料に記入してください。

(Q 4) 提出書類に枚数制限がありますか。

(A 4) ありません。

(Q 5) 選考された場合、匿名にすることができますか。あるいはペンネームを使うことができますか。

(A 5) できます。

(Q 6) 1人で複数の企画を提出することはできますか。また、1人で複数のグループに所属し、複数の企画を提出することはできますか。

(A 6) 1名（又は1グループ）につき、1企画とします。1人で複数のグループに所属している場合は、複数の企画を提出することができますが、応募用紙のグループのメンバーを記入する欄に、グループ全員の名前を記入してください。（2010. 3. 20 回答）

● 企画プログラム提案書について

(Q 1) 展示日程・場所は、第2希望、第3希望を書くことができますか。

(A 1) できます。

(Q 2) 出品作家の変更が認められますか。

(A 2) やむを得ない事情、変更される割合等で判断します。

● 収支予算書について

(Q 1) 支出で、展示機材の購入費を計上できますか。

(A 1) ビデオプレーヤー、プロジェクター等備品の展示機材の購入費は計上できません。展示機材のレンタル費用として、計上してください。あいちトリエンナーレ実行委員会所有の展示機材の貸し出しは、選考後、個別に相談に応じます。

(Q 2) 支出の計上の際、業者の見積書が必要ですか。

- (A 2) 参考資料として、提出することはできますが、必要ではありません。
- (Q 3) ある項目の支出の予算を、別の項目の支出に、使えますか。
- (A 3) 全予算の2割までは認めます。それをこえる場合は、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局に、任意の様式で、理由を明記のうえ項目間の流用届を提出してください。
- (Q 4) 作品制作にあたって場所を借りた費用は計上できますか。
- (A 4) 経費として計上できます。
- (Q 5) 自分の作品を制作した場合の人件費を計上できますか。
- (A 5) 経費として計上できません。
- (Q 6) 制作にかかる交通費は、制作費ですか、旅費ですか。
- (A 6) 旅費として計上してください。
- (Q 7) 業者を使って展示することができますか。
- (A 7) 経費として計上できます。
- (Q 8) ドキュメントは、残りますか。写真撮影代は、支出に入れてよいですか。
- (A 8) 展示風景の写真等を撮影し、事後的に記録集的な印刷物の作成を予定しています。企画者が作成するドキュメントの撮影、編集等の経費は、計上することができません。
- (Q 9) 宿泊費は、どの程度の金額を目処に計上すればよいですか。
- (A 9) 宿泊施設がすでに決まっている場合は、その宿泊施設の通常の宿泊費を計上してください。宿泊施設がまだ決まっていない場合は、1人1泊につき8,000円程度を目安として計上してください。(2010.3.20回答)